

日本共産党を代表されました、高木議員のご質問にお答えします。

はじめに、個人情報の保護についてであります。住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求につきましては、市民のプライバシー保護の観点から、閲覧をお断りしたところであります。

以上

次に、地球温暖化対策についてであります。  
地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、国や地方公共団体、国民、事業者の各主体がそれぞれの役割に応じて取り組むべき喫緊の課題であると認識しております。

このため、国においては、「京都議定書」で約束した温室効果ガス6%の削減に向け、産業界の「自主行動計画」に対する、進捗状況のフォローアップを行うとともに、省エネルギー対策の推進や省エネルギー製品の普及促進、また、地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」も展開しているところであります。

また、本市においては、昨年4月に第2期実行計画を策定し、市の事務事業から発生する温室効果ガスを5年間で5%削減することを目標に取り組んでいるところであり、その結果、昨年度は1.6%の削減となりました。

次に、事業者の地球温暖化対策計画書の提出についてであります。

「広島県生活環境の保全等に関する条例」において、市内の第1種エネルギー管理指定工場は、温室効果削減計画書を作成し知事に提出するとともに自ら公表することとしております。

以上

次に、障がい者施策についてであります。  
先ず、利用者負担につきましても、定率負担の撤回を国に求めることは困難と考えておりますが、障がい者自立支援法の施行後の状況を見る中で、負担が大きくなりすぎないように、本市独自の負担軽減策を講じたところであります。

しかし、こうした取り組みにより、自治体間で格差が生じる課題もあり、本市としては、本来、国の制度として適切に対応すべきものと考えており、施行後3年後の見直しに際しては、利用者の所得の状況に見合ったものとするよう市長会に通じて国に要望しているところであります。

次に、訪問系サービスにつきましても、障がいの特性から、利用者ごとに担当ヘルパーが固定される傾向が強いこともあり、急な要請に対する派遣については、困難性があるものと考えております。

次に、移動支援の利用範囲の拡大につきましても、障がいのある方々の様々な移動ニーズを踏まえて、より適切なものとなるよう研究してまいります。

次、ヘルパーの専門性を高めるための支援につきましても、研修参加に対する日当の支払い等は困難ですが、研修の充実などについて、国及び指定権限のある県へ要望したいと考えているところ

であります。

次に、障害児タイムケア事業につきましては、本市は、「日中一時支援事業」の中で対応しているところであり、障がいのある児童に、より適したものとなるよう、関係事業者等と協議してまいります。

次に、事業者の報酬単価の引き上げについては、サービス提供の実態に見合ったものとなるよう、国に要望しているところであります。

以上

次に、国保行政、資格証明書についてであります。

所得階層別の資格証明書交付状況であります。資格証明書交付2,848世帯の内、所得200万円以下の世帯は約53%であります。

国保は他の医療保険が適用とならない方を対象とし、総じて低所得者が多くなる仕組みとなっており、そうした中、全被保険者世帯82,974世帯の内、56,159世帯が所得200万円以下で、約68%を占める状況であります。

また、資格証明書の適用除外基準は、国の定める基準に加え、本市独自の制度として、納税面、給付面からも、さらに、緩和措置を講じているところではありますが、今後とも、市民理解が得られる方策について、総合的に検討してまいります。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。この制度における保険料や賦課限度額については、収支均衡と所得段階別の負担のバランスを考慮する中で設定されることとなっており、減免制度を含め、広域連合において11月に条例で定められる予定となっております。

また、高齢者の意見が反映できるような被保険者の代表等で構成する運営審議会が、既に設置されているところであり、住民に対する情報公開につきましても、情報公開条例が制定されていると

ころであります。

資格証明書につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、公布が義務付けられておりますが、交付権限は広域連合にあり、今後その具体が検討される予定になっております。

いずれにいたしましても、後期高齢者の皆さんが安心して適切な医療を受けられる制度として運営されるよう、本市としても広域連合での役割を果たして参りたいと考えております。

以上

次に、保育行政についてであります。  
保育所の再整備につきましては、今後の児童数の推移や施設の老朽化など、保育所が抱える様々な課題を解決し、将来にわたって良質な保育サービスを安定的に提供するとともに子育て支援を中心とした今日的な課題に応えるため、取り組んでいるものであります。

公立保育所の法人移管は保育所再整備の手法の一つであり、引き続き、円滑な移管に取り組んでまいります。

なお、公立保育所の運営費につきましては、健全で安定した財政運営を図る中でその財源を確保してまいる考えであります。

以上

次に「被災者生活再建支援法」による、被災時の、住宅修理費等の支援に係る要望についてありますが、全国知事会を通じて、国に対して要望されていると、聞いているところであります。

又、耐震化を促進するために、本市においても「耐震改修促進計画」を作成しているところであります。

なお、耐震化の促進の支援策としては、「木造住宅の耐震相談会」を行っており、引き続き、市民への周知、啓発を図るとともに、耐震診断や、助言等を行って参ります。

以上

次に、多重債務の解消についてであります。

本市の多重債務に関する相談窓口としては、消費生活センターで対応しており、相談事例により市行政関係部局が連携を図るとともに、必要により裁判所、司法支援センターをはじめとする関係機関の紹介を行うことにより、相談者の生活再建に向けた指導助言を行っております。

今後とも相談者の立場に立った相談対応に努めてまいります。

以上

次に、鞆港埋め立て架橋についてであります。  
まず、第1に、排水同意についてであります。

一部権利者から、本埋立てに対し、同意を得られておりませんが、事業においてその機能が現状どおり確保されるよう計画していることから、何ら排水検討を侵害するものではないと考えております。

なお、1974年（昭和49年）以来、排水の権利に関する全員同意がない中で申請を行った事例はないと聞いております。

第2に、住民の合意形成についてであります。

2004年（平成16年）6月の早期実現要望に関する住民署名そのものは、住民からの発意により提出されたものであり、また、その内容については、署名者の重複の有無などを精査しております。

2006年（平成18年）6月に提出された「まちづくりのあり方を検討する場の設置」を求める署名は、その内容から、事業に反対されている方ばかりではないものと考えております。

なお、免許申請書の縦覧期間に提出された意見書については、現在免許庁で数、内容の整理・確認がされていると伺っております。

いずれにしましても、本年1月の「事業早期実現決起集会」や5月の「事業説明会」には、いずれも700名を超える住民が参加され、事業実現への熱い思いを表明されたことから、大多数の住民が事業の早期実現を望まれているという認識に変わりはありません。

第3に、添付書類についてであります。

公有水面埋立法施行規則第3条第11号に規定された書類は、排水権、漁業検討を有するものについてのみ求められているものであり、排水の未同意者の名前及び同意を得られていない事由を記載した書面を添付しております。

第4に、得られる利益と損失の比較衡量についてであります。

ご存知のように鞆町は、その歴史的発展過程や地形的要因から交通混雑をはじめ生活していく上での様々な問題を抱え、人口減少・高齢化、産業の低迷等が続いており、この事業によって歴史と伝統の鞆の町をいかに再生し、活性化していくかが重要であると考えております。

そのためには、本事業と併せて下水道整備、港湾整備、町並み保存事業などを進めることが最も効果的かつ効率的であり、そして、本事業が市街地内の交通を減少させることから、歩行者の安全向上、緊急車両の通行確保をはじめ、様々な整備

効果として波及し、安心・安全な町の形成が図れるものと考えます。

第5に、鞆港の景観についてであります。

本事業については、今までにも学識経験者も含め幅広く意見を得る中で計画されたものであり、その内容については、これまで各種パンフレットや市広報、ホームページなど様々な方法により説明したところであります。

最後に、代替案についてであります。これまで幾度となくご説明してきたとおり、市街地から離れた位置に整備する山側トンネル案では、通過交通のみ道路となるため、鞆町の町づくりにつながらないことから、埋立て架橋による整備を計画しているものです。

この鞆地区道路港湾整備事業は、鞆町の町づくりに必要不可欠と考えており、一日も早い免許取得が出来ることを願っております。

以上

次に、幹線道路網整備についてであります。

まず、山北地区で実施している設計協議につきましても、関係者の意見を詳細設計へ反映して生活環境の維持・向上を図るべく、設計図面の縦覧回答によって設計内容等を周知し、意見書に基づく修正図面や対応方針を示す中で、関係者に事業への理解を求めているところであります。

また、詳細設計や周辺整備に関係しない質問等へも、回答等を示した文書を関係者へ配布し、再質問等には、縦覧会場や日常業務で対応しており、引き続き、説明責任を果たしていく旨を事業者から伺っております。

次に、全国公害被害者総行動につきましても、福山道路に関しての「地権者・地元の声を聞くよう指導してほしい」との意見に対して、「現時点で提出された質問等には既に回答しており、引き続き個別の質問等についても対応していく」との旨を回答したと、事業者から伺っております。

次に、緊急箇所整備についてであります。

現在、周辺地域も含め土木常設委員をはじめ地元関係者と連携を図る中で地元の理解が得られた箇所から計画的に防護柵等の設置に鋭意取り組んでいるところであります。

今後とも、自治会・町内会等と連携を図りながら、安心・安全な町づくりに取り組んでまいります。

次に、福山城石垣遺構の保存についてであります。

駅前広場整備事業は、国・県をはじめ、学識経験者や地元商店街の代表者などからなる「福山駅周辺整備促進協議会」において、各般から幅広くご意見を伺い、交通結節点としての交通処理機能の向上と魅力ある都市空間の創出のため整備するものであります。

なお、発掘調査により出土した石垣等につきましては市民のみなさまが福山城の歴史に触れ、実感できるようその保存・活用方法について文化財保護審議会や市議会のご意見をお伺いし検討してまいりたいと考えております。

また、第4次福山市総合計画の主要な事業に位置づけている東桜町地区・伏見地区の市街地再開発事業については、駅前広場整備と併せて都市圏の玄関口に相応しい魅力と賑わいのある複合的な都市拠点的形成し中心市街地活性化の促進を図ろうとするきわめて重要な事業であり、今後とも早期の実現に向け積極的な支援を行ってまいります。

以上

次に、圃場整備の計画面積と進捗率についてであります。

1960年度（昭和35年度）から2006年度（平成18年度）までにおいて、圃場整備面積は約518.8ヘクタールであります。

次に、芦田町の圃場整備の地区名と手法についてであります。

県補助事業である団体営の「村づくり交付金事業」として、風呂・下本郷・上東之面地区について、広島県より採択を受けております。

また、「非補助事業」により、別所地区ほか7地区を完了または実施中であり、現在 広岡・末元中地区を計画し、広島県に認可申請中であります。

次に、農地として活用していないところも見受けられるとのことですが、そうした事例があった場合は、関係機関・団体等と連携を図る中で対応することとしております。

次に、圃場整備をした農地の他への転用にかかる年数については、国の補助事業については法の定めがありますが、非補助事業については法の定めはありません。

次に、圃場整備内への市道整備についてであります。

芦田町は、本市北部地域の優良な農業生産基盤整備が必要とされており、福山市農業振興ビジョンに沿って、整備促進を図っているところであります。

また、道路の現状は、幅員が狭くて、線形も悪い市道が多く、市民の日常生活にも、困難をきたしており、本市との合併以来、地域から道路改良の要望が数多く寄せられておりました。

県道拡幅で整備するためには、多くの家屋移転が発生し多額の工事費を要することや、公図と現地が符合しない箇所も多く、境界が確定しないことなどから、道路改良が進まない状況にありました。

しかし、近年の農業従事者の減少や高齢化の進展により圃場整備による生産基盤の改善を求める機運が地域で高まる中、この圃場整備事業と道路整備を一体的に行うことで、最も効率的・効果的な整備が図られることから、地元の合意形成が整った地域から順次事業に着手しております。

以上

## 教育行政について

### 学校施設の耐震改修計画について

避難所となる屋内運動場につきましては、耐震補強を要する69棟を、年次計画により整備してまいりたいと考えているところです。

具体としましては、今年度4校を整備し、引き続き財源確保に努めるなか、今後10年間を目途に年6校程度の整備を実施して参りたいと考えております。

また、他の公共施設についても引き続き耐震性を備えた整備につとめてまいります。

### 放課後児童クラブについて

5月1日現在で、71人以上のクラブは13か所、プレハブ教室は15か所であります。

施設、設備の改善につきましては、緊急度、必要度の高いところから対応しており、引き続き計画的な維持改修につとめてまいります。

トイレや手洗い場などにつきましては、学校の既存施設を利用しているところであります。

児童クラブの対象学年につきましては、小学校3年生までとしているところであり、4年生に拡大することは考えておりません。

児童館につきましては、公民館や市民センター等、市内の既存の社会教育施設等が有している教

育機能の多面的な活用が図られるよう、引き続き取り組んでまいります。

### 特別支援教育について

特別支援教育については、これまでも、学級担任の他に、在籍数や障害の程度を勘案して、本市の独自施策として介助員を配置してきているところであり、学級編成基準の引き下げは困難であります。

通常学級に在籍する発達障害のある児童生徒に対しては、昨年度から、担任の補助的な指導及び支援、通級的な指導及び支援を職務とする学校支援員を配置したところであります。

特別支援教育コーディネーターは、各学校の職員体制の中で選任されております。

巡回相談については、大学教授や作業療法士、臨床心理士などの専門家を選任し、学校の要望に対応しているところです。

仮称「軽度発達障害児教室」専門員については、通級的な指導および支援を職務とする学校支援員で対応するべきものと考えております。

通級指導教室は、これまでの言語6教室、情緒2教室に加えて、本年度から中学校を含む3校に情緒およびLD等の通級教室を新たに開設したところです。

特別支援教育推進のための教育委員会の体制としては、専任の指導主事3名を配置しており、現

行で対応してまいりたいと思います。

## 人権・同和行政について

まず、部落解放同盟福山市協議会への、補助金につきましても、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題解決に有効であり、公益に資すると判断する中で、福山市補助金交付規則に基づき交付しているものであります。

また、福山市人権交流センターにおける部落解放同盟福山市協議会への事務所の使用許可につきましても、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上、支障がないことなどから許可をしているものであります。

次に、各地域で実施されている人権学習につきましても、市民の自主的、主体的な取り組みにより、多くの成果が上がっていると認識いたしております。

今後、「福山市人権施策基本方針」に基づき、さまざまな人権問題を取り上げながら、参加者の日常生活に生かされ、「協同のまちづくり」にもつながる学習会となるよう取り組んでまいります。